

厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百十一号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）別表20の規定に基づき、厚生労働大臣が定める傷病名、手術、処置等及び定義副傷病名（平成二十年厚生労働省告示第九十五号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月二十日から適用する。

平成二十八年四月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

表の 2233 から 2245 までの 項中

なし	なし
なし	なし

なし	なし
なし	なし

なし	なし
なし	なし

に改める。

り	ンにロロ ンにロロ ジン薬プ ン射しロ グラ注射 タ剤(注 ス製)シ プI限 ロ2る プ1限 ス プI限 ス
---	--